

令和 8 年度監査計画

逗子市監査基準第 10 条の規定に基づき、次のとおり令和 8 年度監査計画を策定する。

本市の行財政運営の健全性と透明性の確保に寄与し、もって住民の福祉の増進と市政への信頼確保に資するため、事務の執行及び経営に係る事業の管理が、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 1 4 項及び第 1 5 項の規定の趣旨に則ってなされているかについて監査等を実施する。

一般的に監査とは、組織の運営に関し価値を保証（アシュアランス）し、又改善を促すこと（コンサルティング）がその使命であり、監査委員監査に置き換えれば、地方自治法第 1 条の 2 の「住民の福祉の増進」という目的を達成するためにその使命を担っているものである。

この監査本来の役割を絶えず念頭に置き、次の方針をもって年間の監査等を実施するものである。

監査等基本方針

- 1 監査等の結果をリスクマネジメントや業務改善に役立てるようフィードバックする。
- 2 合规性、正確性、3 E（経済性、効率性、有効性）の視点を踏まえた監査等の実施に努める。
- 3 リスクを識別、評価し、監査等の実施に反映する。
- 4 内部統制の整備状況から依拠できる程度を判断し、監査等の実施に反映する。

監査等重点項目

上記の基本方針から次のとおり重点項目を定める。

- (1) 是正又は改善を求めた事項のフォローアップ
- (2) 事業のコスト最適化に向けた 3 E での考察
- (3) 内部統制の不備に対する対応
- (4) リスクの分析と整理
- (5) 全庁的なリスクの共有
- (6) 結果と措置状況の公表による情報提供

当年度において特に留意する事項

- (1) 異動して間もないなど、比較的経験年次が浅い職員が多く配属されている部門について

は、十分な牽制が働かない可能性を考慮して監査に臨むとともに、積極的に指導的機能を発揮して職員の能力向上に貢献するように努める。

- (2) 効率性についての意識を強く持ち、電子化も含め、他にもっと効率的な手段がないかを常に模索するよう努める。またその過程において監査対象部門とも積極的に意見交換を行い、共によりよい方策を立案できるよう努力する。
- (3) 過大な残業や、職務範囲の偏りなど、有効な内部統制や牽制の効果を低下させる可能性のある事実がないかについて留意し、もしかようなリスクがある場合には監査対象部門とも積極的に意見交換を行い、共によりよい方策を立案できるよう努力する。

年間計画・実施計画

監査等は、年間計画及び実施計画に基づき実施する。計画の前提として把握した事象や環境等が変化した場合又は実施過程で、事前のリスクの評価に重大な影響を与えるような新たな事実を発見した場合には、必要に応じて適宜当該計画を変更し、実施する。

実施する監査等

(1) 定期監査（地方自治法第199条第1項、第4項）

市が執行する財務に関する事務の執行及び市が経営する事業の管理を対象として、正確性及び合規性の観点から、財務に関する数値は正確か、法令等に則って適正に執行されているか、また、経済性、効率性、有効性についても重視して実施する。

(ア) 監査対象

市民協働部、福祉部、環境都市部、会計課、議会事務局及び行政委員会事務局の所管部分

(イ) 実施時期

別に定める

(2) 財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

財政的援助、出資、保証及び信託並びに公の施設の管理を行わせていることについて、出納その他の事務の執行に対し、当該財政的援助等の目的に沿って行われているかを着眼点として実施する。

ア 監査対象

令和7年度に行った財政的援助等のうちから選定する。

イ 実施時期

別に定める

(3) 決算等審査

(地方自治法第233条第2項、第241条第5項、地方公営企業法第30条第2項)

一般会計・特別会計、公営企業会計決算について関係書類の計数が正確であるか、予算執行、財産の管理等が適正かつ効率的であるか等について、定期監査及び例月出納検査の結果を踏まえ、一体的に審査する。また、これらの審査と併せ、基金の運用状況について審査を実施する。

ア 審査対象

令和7年度一般会計決算並びに国民健康保険事業、後期高齢者医療事業及び介護保険事業特別会計決算、令和7年度下水道事業会計決算、基金の運用状況

イ 実施時期

6月下旬～8月中旬

(4) 健全化判断比率等審査

(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項)

令和7年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査する。

ア 審査対象

令和7年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率

イ 実施時期

7月下旬～8月中旬

(5) 例月出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

一般会計、特別会計及び公営企業会計分の現金の出納検査を実施する。

ア 検査対象

一般会計・特別会計・公営企業会計の検査月前月分の現金の出納

イ 検査日

原則として毎月25日に実施

(6) その他の監査（地方自治法第199条第5項ほか）

上記に掲げる監査等のほか、令和7年度決算に基づく監査等の実施過程で新たな事実を発見した場合又は状況が変化した場合に監査委員が必要と認めるとき、若しくは法令の規定に基づき請求又は要求があったときは、法令に基づく監査を行う。

監査等の実施予定期間

各監査の実施期間等は、概ね次の表のとおりである。

監査区分	対象	実施期間	備考
定期監査	市民協働部の所管部分	4月～2月	
	福祉部の所管部分		
	環境都市部の所管部分		
	会計課、議会事務局及び行政委員会事務局の所管部分		
財政援助団体等監査	令和7年度に行った財政的援助等のうちから選定する。	4月～1月	
決算等審査 (基金運用状況審査を含む。)	令和7年度一般会計決算並びに国民健康保険事業、後期高齢者医療事業及び介護保険事業特別会計決算、令和7年度下水道事業会計決算、基金の運用状況	6月下旬～8月中旬	
財政健全化判断比率等審査	令和7年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率	7月下旬～8月中旬	
例月出納検査	一般会計・特別会計・公営企業会計の検査月前月分の現金の出納	原則として毎月25日に実施	
その他の監査 (随時監査)	監査委員が必要と認めるとき実施する。	4月～3月	